

# 日韓租税条約の概要

(2024年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所（KPMG 三最会計法人）に作成委託し、2024 年 2 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG 三最会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG 三最会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課  
E-mail：[SCC@jetro.go.jp](mailto:SCC@jetro.go.jp)

ジェトロ・ソウル事務所  
E-mail：[KOS@jetro.go.jp](mailto:KOS@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

1. 日韓租税条約の概要 .....	1
2. 課税方法.....	3
3. 外国納付税額控除（第 23 条） .....	4
4. その他（第 24 条） .....	5

# 日韓租税条約の概要

## 1. 日韓租税条約の概要

韓国政府と日本政府は、所得に対する租税の二重課税回避と脱税防止のための条約（以下、“条約”）を締結しており、同協約は一方または両締約国の居住者である個人・法人その他団体に適用される。適用対象となる租税は次のとおりである（第1条および第2条）。

また、同条約の署名日以後に国税、地方税にかかわらず、前記で言及した租税に追加または振り替えて賦課される同一、あるいは実質的に類似する租税に対しても適用する。

### ➤ 韓国の場合

- ・ 所得税
- ・ 法人税
- ・ 所得税または法人税を課税標準として、直接または間接に賦課される農漁村特別税
- ・ 住民税

### ➤ 日本の場合

- ・ 所得税
- ・ 法人税
- ・ 住民税

また、日韓租税条約上の用語の定義は次のとおりである（第3条ないし第5条）。

### 1.1. 韓国

韓国の領海を含む韓国の領土、水域・海底と下層土およびその天然資源に対して韓国の主権がおよぶ地域で、国際法に従い韓国の法によって指定されてきたか、あるいは指定される韓国の領海に接した地域をいう。

### 1.2. 日本

日本の領海を含む日本の領土、水域・海底と下層土およびその天然資源に対して日本の主権がおよぶ地域で、国際法に従い日本の法によって指定されてきたか、あるいは指定される日本の領海に接した地域をいう。

### 1.3. 一方締約国の企業および他方締約国の企業

一方締約国の居住者によって経営される企業と、他方締約国の居住者によって経営される企業をいう。

### 1.4. 人

個人または法人、その他、人の団体をいう。

### 1.5. 一方締約国の居住者

締約国の法によって住所・居所・本店または主たる事務所の所在地、またはこれと類似する性質のほかの基準によって、その締約国で納税義務がある者をいう。ただし、個人以外の者が両締約国の居住者となる場合、同人はその本店または主たる事務所が所在する締約国だけの居住者とみなす。

### 1.6. 固定事業場

企業の事業が全的または部分的に遂行される固定された事業場所をいう。

#### 1) 固定事業場の範囲

- ・ 管理場所
- ・ 支店
- ・ 事務所
- ・ 工場
- ・ 作業場
- ・ 鉱山・油田・ガス田・採石場またはその他天然資源の採取場所

2) 建築場所、建設・設置工事またはこれに関連する監督活動は、そのような場所・工事または活動が6カ月を超過して存続する場合にのみ固定事業場を構成する。

3) 独立的な地位を持つ代理人以外の者が一方の締約国の企業のために、もう一方の締約国で活動しながら一方の締約国でその企業の名前で常時に契約締結権を行使する場合、その企業は同者がその企業のために遂行する活動に関して、もう一方の締約国のなかに固定事業を持つものとみなす。

## 2. 課税方法

所得の種類ごとに、日韓租税条約上の課税方法を図表のようにまとめた。

■ 図表 日韓租税条約上の所得種類別課税方法

所得	区分	課税方法
不動産などの所得(第6条)		－不動産などの所在地国で課税
事業所得(第7条)	原則	－居住地国で課税
	特例	－固定事業場を通じて事業を遂行する場合、固定事業場に帰属される所得に限って固定事業場の所在地国で課税が可能
船舶・航空機などの国際運輸所得(第8条)		－居住地国で課税
受取配当(第10条)	原則	－受取配当を支払う法人の所在地国で課税 －制限税率 ・ 配当支払法人の持ち分を25%以上所有する場合：5% ・ その他の場合：15%
	特例	－受取配当を受け取る法人所在地国で課税が可能
受取利息(第11条)	原則	－受取利息を支払う法人の所在地国で課税 －制限税率：10%
	特例	－受取利息を受け取る法人の所在地国で課税が可能
使用料所得(第12条)	原則	－使用料所得を支払う法人の所在地国で課税 －制限税率：10%
	特例	－使用料所得を受け取る法人の所在地国で課税が可能
不動産など譲渡所得(第13条)		－不動産など資産の所在地国で課税
有価証券譲渡所得(第13条)	原則	－居住地国で課税
	特例	－有価証券発行法人の所在地国で課税 ・ 資産が主に不動産となっている法人の株式 ・ 25%以上所有した法人の株式 ・ 法人持ち分の5%以上を譲渡する株式
独立的人的役務所得(第14条)	原則	－居住地国で課税
	特例	－役務遂行地国で課税 ・ 固定施設を保有し、人的役務が固定施設に帰属される場合 ・ 当該課税年度のうち計183日を超過して在留す

所得	区分	課税方法
		る場合
従属的人的役務所得 (第15条、第16条)	原則	－ 役務遂行地国で課税
	特例	－ 取締役 ・ 取締役が所属する法人の所在地国で課税 － 外国航行船舶などの乗務員 ・ 国際運輸企業の所在地国で課税 ・ 乗務員の居住地国で課税
その他所得(第22条)	原則	－ 居住地国で課税
	特例	－ 固定事業場を通じて事業を行うことにより支払われる所得に関連する権利などが、固定事業場と実質的に関連する場合には、固定事業場の所在地国で課税 ・ 特殊関係者間の取引により発生した所得が、特殊関係のない者間の取引で発生したであろう金額を超過する場合、超過金額に対してはその所得が発生した国家で課税

### 3. 外国納付税額控除（第23条）

外国税額控除とは、国際間取引において発生する二重課税を排除するため、その納付した外国税額を自国の税金から控除する制度であるが、日韓租税条約上での取り扱いは以下のとおりである。

#### 3.1. 韓国での取り扱い

- ・ 韓国の居住者が日本で課税される所得を日本で取得する場合、当該所得に関連して納付する日本の租税が、当該居住者に賦課され納付する韓国の租税から税額控除される。
- ・ 日本の居住者である法人が、配当確定日現在において6カ月以上その法人の総発行株式の20%以上を所有している韓国の居住者である法人に支払う場合は、税額控除を行うにあたり、配当される所得に関連して日本法人が納付した日本の租税を考慮する。

#### 3.2. 日本での取り扱い

- ・ 日本の居住者が韓国で課税される所得を韓国で取得する場合、当該所得に関連して納付する韓国の租税が、当該居住者に賦課され納付する日本の租税から税額控除される。

- 韓国の居住者である法人が、配当確定日現在において6か月以上その法人の総発行株式の25%以上を所有している日本の居住者である法人に支払う場合は、税額控除を行うにあたり、配当される所得に関連して韓国法人が納付した韓国の租税を考慮する。

#### 4. その他（第24条）

その他の留意すべき事項は、次のとおりである。

- 一方の締約国の国民は、他方締約国で、特に居住に関連して同一な状況にある同他方締約国国民が負担するか、負担する可能性のある租税、またはこれに関連する要件とは異なるか、あるいはそれより、さらに過重な租税またはこれに関連する要件を負担しない。
- 一方締約国の企業が他方締約国内に有している固定事業場に対する租税は、同一な活動を遂行する同他方締約国の企業に賦課される租税より不利には賦課されない。
- 一方締約国の企業が他方締約国の居住者に支払う利子・使用料およびその他支払金は、同企業の課税利潤の決定に際し、利子・使用料およびその他支払金が同一方締約国居住者に支払われた時と同様な条件で控除される。
- 一方締約国企業の資本の全部または一部が、1人またはそれ以上の他方締約国の居住者によって直接または間接で所有または支配される場合、その企業は同一方締約国内でそれと類似する一方締約国の企業が負担するか、あるいは負担する可能性のある租税またはこれに関連する要件とは異なるか、あるいはそれよりさらに過重な租税またはこれに関連する要件を負担しない。